

令和6年第2回山ノ内町議会臨時会会議録

山ノ内町告示第100号

令和6年5月10日（金） 山ノ内町役場議場に開く。

令和6年5月10日（金） 午後2時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第 3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
 - 4 承認第 2号 専決処分の承認について
専決第 2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
 - 5 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 6 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第 4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 7 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）
 - 8 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 9 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 7号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
 - 10 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第 8号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）
 - 11 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第 9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 承認第10号 専決処分の承認について
専決第10号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 承認第11号 専決処分の承認について
専決第11号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
 - 14 議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
-

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	湯本寿
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林知之君
総務課長	古幡哲也君	こども未来課長	望月弘樹君
生涯学習課長	田村清志君	未来創造課長	堀米貴秀君
産業振興課長	宮崎弘之君	危機管理課長	田中治幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	湯本睦夫君	健康福祉課長	小林佳代子君

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 本日は大変ご苦勞さまでございます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

会議に入る前に、去る4月1日実施の組織機構改革及び人事異動により、管理職に異動がありましたので、お手元に執行機関側の新たな座席表を配付しましたので、ご覧ください。

また、先般、執行機関側より議場内でのタブレット使用の要望があったことから、5月7日の議会運営委員会で協議の結果、試行という形で、まずは本会議での使用を認めたので報告いたします。

次に、当議会においてクールビズを本年も実施することにしましたので、ご了承ください。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議会議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午後 2時01分)

議長(湯本晴彦君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和6年第2回山ノ内町議会臨時会を開会します。

議長(湯本晴彦君) 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 皆様、お疲れさまです。

本日ここに、令和6年第2回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

本議会にご提案申し上げます案件は、放棄した私債権の報告1件、専決処分の承認10件、令和6年度一般会計補正予算に係る議案1件の合わせて12件でございます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。

(開 議)

(午後 2時02分)

議長(湯本晴彦君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(湯本晴彦君) 諸般の報告を行います。

去る3月21日、令和6年3月岳南広域消防組合議会定例会が開催され、条例の一部改正2件及び令和6年度一般会計予算は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、去る4月14日から20日までフランス、サン・ジェルヴェ・レ・バン市へ町長と担当係長、私の3人で訪問をいたしました。サン・ジェルヴェ・レ・バン市長はじめ、オーベルニュ・ローヌ・アルプ州副議長らからも歓待を受け、観光・文化・教育・議会などの多くの具体的な交流提案もあり、充実した関係構築をしていくことができました。詳しくは、議会全員協議会で報告機会を持ちたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（湯本晴彦君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

3番 小林 仁 君

4番 志 鷹 慎 吾 君

5番 塚 田 一 男 君

を指名します。

2 会期の決定について

議長（湯本晴彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

3 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

議長（湯本晴彦君） 日程第3 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）を上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権放棄したものです。放棄した金額は496万2,863円です。

なお、内容につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせます。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

報告第3号について、建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君）〔報告に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君）これより質疑を行います。

1人で複数の質問がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 小田孝志議員。

1番（小田孝志君） 1番 小田孝志です。

債務者19名のうちで一番多い金額というのは幾らでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

金額としては、118万8,422円の分が一番多い方です。1年分ですが。

議長（湯本晴彦君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）は、報告書のとおり受理することに決定しました。

-
- 4 承認第2号 専決処分の承認について
専決第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
 - 5 承認第3号 専決処分の承認について
専決第3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 6 承認第4号 専決処分の承認について
専決第4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
 - 7 承認第5号 専決処分の承認について
専決第5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）
 - 8 承認第6号 専決処分の承認について
専決第6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 9 承認第7号 専決処分の承認について
専決第7号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
 - 10 承認第8号 専決処分の承認について
専決第8号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（湯本晴彦君） 日程第4 承認第2号から日程第10 承認第8号までの専決処分の承認についての7件を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第2号から承認第8号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億5,058万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ75億3,869万8,000円としたものです。

地方債の補正では、過疎対策事業以下、緊急自然災害防止対策事業まで、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものです。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより、町民税、固定資産税、町たばこ税、入湯税の増額補正です。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税額の確定に伴う増額補正です。

利子割交付金につきましては、額の確定による減額、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金につきましては、額の確定に伴う増額です。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定による増額です。

国庫支出金につきましては、総務費、衛生費など新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金それぞれの減額、土木費では、道路メンテナンス事業費補助金の減額、県支出金では、価格高騰特別対策支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金などの減額、産地パワーアップ事業の減額、県議会議員選挙委託金の減額など、精算や事業費確定による補正です。

寄附金につきましては、一般寄附金の減額、ふるさと寄附金の増額など、収入実績による補正です。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額、ふるさと基金繰入金については充当事業の実績に伴う減額補正です。

町債では、事業費精査などに伴う減額補正です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額については、事業の精算などによる補正となっております。

次に、承認第3号 専決第3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,760万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,848万6,000円とするものです。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税の増額と県支出金、他会計繰入金及び諸収入の減額です。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費、保健事業費等の減額です。

次に、承認第4号 専決第4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,495万5,000円とするものです。

歳入の内容は、収入見込みにより後期高齢者医療保険料を増額し、保険料還付金等を減額するものです。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、保険料還付金等を減額するものです。

続いて、承認第5号 専決第5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、令和5年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,466万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,573万円とするものです。

歳入の主な内容は、国庫支出金ルール分の確定による増額で676万6,000円、繰入金4,249万6,000円及び諸収入41万5,000円の減額です。

歳出の主な内容は、決算見込みにより保険給付費及び地域支援事業費を減額し、基金積立金を増額するものです。

次に、承認第6号 専決第6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

内容につきましては、下水道使用料の増額及び精算による国庫・県・一般会計補助金の減額補正です。

次に、承認第7号 専決第7号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を1,060万2,000円減額し、総額1億6,832万4,000円に、支出額を984万8,000円減額し、総額1億6,746万円にするものです。

内容につきましては、一般会計補助金の精算等及び事業費確定によるものです。

次に、承認第8号 専決第8号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）につ

いて申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、収入額を2,152万1,000円増額し、総額4億2,437万3,000円に、支出額を1,653万9,000円増額し、総額3億4,871万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を91万3,000円減額し、総額2億6,448万9,000円に、支出額を674万3,000円減額し、総額4億1,076万9,000円とするものです。

内容につきましては、水道使用量増加に伴う水道料金の増額、大規模な修繕に備えるための特別修繕引当金の計上、消火栓受託工事及び東部浄水場建設工事完了による減額、一般会計補助金の精算による減額です。

以上、承認第2号から承認第8号まで一括してご説明申し上げます。

なお、承認第2号を総務課長、第3号を健康福祉課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

承認第2号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） 承認第3号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第2号について質疑を行います。

9番 高田佳久君。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久。3点お願いしたいと思います。

まず、1点目なのですが、27ページになりますが、企画費の関係の一番下、総務課長からご説明ありましたが、事業精算ということなのですが、原油高騰対策、これは燃料券の配布をした形なんですけれども、この減額した詳細についてお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 未来創造課長。

未来創造課長（堀米貴秀君） 高田議員のご質問にお答えします。

こちらは補助金という形で原油高騰対策、昨年度、各世帯に1万円ずつの購入補助金を配付しております。当初予算としまして5,000万円、予算計上させていただきましたが、精算額4,717万円という形で、その差額283万円を減額させていただいております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 9番 高田佳久君。

9番（高田佳久君） それでは、2点目、お願いしたいかと思えます。

2点目につきましては、35ページと36ページの関係なんですけれども、やはり低所得者対策ということで、価格高騰緊急支援給付金、35ページの11目と併せて12目の県の関係で、価格高騰特別対策支援金、これの減額の詳細についてもお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

11日の電力・ガスの関係につきましては、令和5年度の均等割非課税世帯のお宅に1世帯当たり3万円と、12月基準日で1世帯当たり7万円の給付金を支給していたわけですが、そちらにつきましては、1世帯3万円の世帯は予算で1,400世帯を見込んでいましたところ、実績で1,274世帯、1世帯当たり7万円の世帯につきましても予算では1,400世帯を見込んでおりましたが、実績では1,284世帯の方々に支給をしたものでございます。

併せて12節の長野県の価格高騰特別対策支援金につきましても、予算の見積りでは1世帯当たり2万円の600世帯を見込んでおりましたが、実績としましては270世帯の皆様に支給をしたものでございます。

議長（湯本晴彦君） 9番 高田佳久君。

9番（高田佳久君） それでは、3点目ですが、61ページの関係で、学校給食費の関係で、こちら物価高騰に伴う学校給食費の支援事業なんですけど、金額的にも結構大きいので、こちらの減額の理由の詳細についてお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

当初、要求させていただいた予算につきましては、生徒数に給食の日数を単純に計算しまして、予算要求させていただいております。ですが、年間を通じて学級閉鎖があったりですか、社会科の見学等で給食が欠食になることがありました。

それらを総合しまして減額したのになっておりますが、こちらについては全額公費負担で令和5年度は行っておりますので、一度、収入させていただいたものにつきまして、最後、精算でお返ししたという形になっております。

減額の額は大きいんですけども、総額2,783万円ほどをそれぞれのご家庭にお返ししたという事業内容になっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。2点お願いいたします。

歳入ですけども、22ページの商工費雑入のところの97万7,000円、吉ヶ沢温泉開発事業運営協議会会計清算金、この組織と、清算ということは解散ということなんだと思うんですが、その解散に至るまでの経緯だとかその辺について、ちょっと聞き慣れない団体だったので教えてください。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

吉ヶ沢地籍の温泉開発計画に関することなんですけど、こちらは地域活性化の観点から、平成3年5月に佐野区字吉ヶ沢地籍に温泉掘削を申請するという事で組織をつくられました。こちらに関しましては、当時、黒岩林産商事さん、それから南角間温泉開発事業協同組合さん、

それと山ノ内町になっております。

当時、温泉の掘削をいたしまして、それを利用して、吉ヶ沢の場所なんです、角間の大湯から約1キロほど林道を入りまして山に、林道からまた分岐しまして、山へ入っていく場所になります。そちらで温泉の掘削を行いました。

そちらの吉ヶ沢をリゾート開発をしようと、活性化をしていきたいと思いますということでまず温泉を掘削しまして、プランとしてはキャンプ場、それからスキー場という構想が当時あったとこのことであります。温泉の掘削はしたんですが、その後の開発に関しましては、事業としては進んでいなかったという状況であります。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 結果的に掘削をして温泉は出たということなのか。それとも出なかったと。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

温泉は出たとのことであります。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） まあいいや。解散に至る……せっかく出たけれども、リゾート開発という、リゾート的にそこを開発するということではなかなか前に進まなかったということではないかな。じゃ温泉自体は蓋をしてあるということかな。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

すみません、そのところまでしっかりと私、現地を見ておりませんが、伺っている話ではそのままにしてあるというお話は伺っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） もう1点お願いします。

次の23ページの土木債の公営住宅建設事業債の町営住宅の長寿命化なんだけれども、これは起債はせずに一般会計、一般財源で充てるということなんです、なぜそうなったかの理由についてお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

当初、起債で借入れを予定しておりましたが、この公営住宅建設事業債につきましては、何もメリットがない起債だということが分かりまして、単なる借入れになってしまいますので、借入れをやめて一般財源で充てるという判断をさせていただいた結果、減額させていただきました。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

62ページの繰出金のことですが、2項1目の出産育児一時金マイナス244万円、これは広報でもそのようになっています。これは何人を見込んでいて、実質何名になったからこの金額になったのか、人数で教えてください。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えします。

予算の見込みでは15名を見込んでおりましたけれども、実際には8名ということになりました。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分承認について、専決第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり承認されました。

承認第3号について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 国民健康保険の会計補正について質問させていただきます。

2ページで、歳出の保険給付費、マイナス1億4,260万円ということで、10億円を下回ったこともあるんですが、決算まで見ないと正確な数字は分かりませんが、かなり減っています。

先ほど課長から、精算があって、このように何か月間かタイムラグがあるのでとの説明でしたが、この見込みに対して1億4,000万円ほどの減額になった主な要因はどのようなふうに分析をされているのでしょうか。

それともう1点あるんですが、合計で2つなので、これを1つ目の質問でお願いします。

議長（湯本晴彦君） 2件でよろしいですか。

10番（渡辺正男君） 2件あるので、今の1つ目。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

3月補正を成形しているときは、昨年12月から1月頃となるんですけれども、その段階では医療費の伸びが費用額で5%ほど伸びていたということもありますので、そこからまた年度末に向けての最終の支払いがありますので、医療費の伸びが影響して、最終支払いに回させていただいているということなんです。こちらの担当の分析としましては、医療費の伸びた影響としましては入院の費用額が伸びていると分析しております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 減った要因を聞いたんだけど、まあいいや。入院が伸びていって、じゃほかのものが減っていると理解していいかな。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えします。

すみません。外来は3%ほど減っている状況になっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 2点目に。6ページの基金からの繰入金ですね。6款の国民健康保険特別会計基金繰入金1,354万円余りですが、繰入れを減額したということですが、普通にこの県一本化になってから見ると、保険給付費が減った分、県から来るお金が減るだけで、この基金に影響はほぼ出ないんですよね。

この1,354万円という金額が基金から取り崩さなくてもよくなったその要因というのはどこにあるんですか。保険給付費でもなく、県への納付金でもないとしたら、この1,300万円はどこから来ているお金と考えればいいんですか。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

まず、県から来る普通交付金につきましては、出産育児一時金や葬祭費、決済給付金は除かれておりますので、そこに対しては県の交付金がないということがまず1つあります。それから、前年度からの繰越金というのが財源としてあるのも一要因としてありますので、そちらが影響あるものと考えております。

また、国民健康保険税につきましても、前年度に比べて収入が上がっていることもございますので、そちらが影響したものと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 同じところなんです。3月議会で補正があった部分については、2月27日付の補正でした。今回は3月28日でその間、1か月なんだよね。この後、介護でも質問

しますけれども、3月に新年度の予算を審査するときに見せられる直近の一番新しいデータというのが、そこからたった1か月でいつも激変するんですよ。

今回、国保税については大幅な引下げだったので、そんなに影響はないかなとは思いますが、これが最終補正ですけれども、決算までまだありますよね。今後、そういった予算も加味した上で、決算時にはどんなふうになっているか、どんなふうに見込みをしているか、その辺をお願いします。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えします。

見込みというのは保険給付費の見込みということでよろしいですか。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 全体の保険給付費と、それから繰越金を含めて基金残高ですよ。それがどんなぐらいになるのかなというのがこの時点ではさすがに分かっているというか、大方狂いのない予想というのできるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

まず、保険給付費につきましては、令和4年度に比しまして、約2,700万円ほど多くなる見込みになっております。ただ、国民健康保険税の収入等の増額などもありますし、予算に対しての保険給付費の減ということもありますので、それを見込みますと、令和5年度の基金残高につきましては、利子を積み立てて、この予算の令和5年度の取崩し538万円を崩しまして、残高は2億5,400万円ほどになる予定です。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認されました。

承認第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり承認されました。

承認第5号について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 介護保険会計の補正について、3月議会で私も令和6年度の予算の反対討論の中で指摘をさせていただいたんですが、3月議会で示された補正では、保険給付費が17億4,852万円で、このときの補正でちょっと不可解な点があるということ、不自然な補正があると指摘をさせていただきましたけれども、国・県支出金と支払金交付金の歳入だけが4,500万円減額という。それぞれのルール分の負担でいえば、ほかも減るはずだというようなこともあったり、今回の補正についてもどこも何か凸凹しているんですね。

実際に歳入の1ページの繰入金、2項の基金繰入金3,624万6,000円を全額皆減すると、繰り入れない。2ページを見ますと、4款2項の基金積立金は2,137万円プラスということで、合計すると5,750万円の違いが出ているんですね。

先ほども国保でも言いましたけれども、2月27日付の補正の段階では五千何百万円違っているんですね。違っているというか、そこから僅か1か月で三千何百万円取り崩さなきゃいけないのが2,100万円、新たに積み立てる。で、3年に一遍の保険料算定、保険料の改定の議案が出されている中での補正でした。それが値上げが通っちゃってからこういうのが出てくるということは、私はおかしいんじゃないかと思うんです。本当にこういうふうな1か月の間でこんなふうに変化するものなんですか、会計って。いかがでしょう。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員に申し上げます。

意見でよろしいですか。

10番（渡辺正男君） その部分だけです。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

先ほどの国民健康保険会計と同じように、保険給付費につきましては最後の支払いがございますし、その時点では支払いを見込んでいたとはいえ、最終補正で財源も含めて補正をさせていただくということで、今回そのようになったかと分析しております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 同じところなんですけれども、要はこの1号被保険者の皆さんの保険料というのは、第9期は4,500人から4,600人ぐらいの保険税を納めていただく人がいるわけです。ここでさっき言ったように五千何百万円となってくるということは、1人直すと1万2,000円から影響が出たと私は考えるんです。

2億1,000万円の基金繰越金の中から2億1,000万円を保険料の軽減に充てることで算定してあったんです。それがここで五千何百万円狂うということは、1人当たり直して1万幾ら、月に100円ですよ。月100円の値上げをしたんです。1人当たり1万幾らということはもう10年分ですよ、100円の。

これだと、今回の補正を見て、値上げが必要だったのかどうかということをおっしゃってほしいと思うんですが、この五千何百万円の影響、今後の会計運営に対しての影響についてお願いします。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

今回の専決の全体像になりますけれども、基金の残高につきましては、令和5年度の基金の残高が2億150万円ほどになるんですけれども、第9期の計画では今、議員おっしゃったとおり、2億1,000万円を取り崩して負担軽減を図るという計画になっているかと思えます。実際、こちらのほう、繰入金が減って積立てが増えていってはおりますが、実際には令和5年度の基金の積立ては2億円ちょっとになりますので、9期の計画に向けては、この基金の残高と積立てが必要になっていたのではないかと分析をします。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 前回の保険料算定の中で2億1,000万円というのは、これも不可解だという指摘をさせていただきました。令和4年度末の基金残高は1億8,000万円。だから結局、令和5年度の会計の中で、2億1,000万円が出てくるんだろうということでやったのかなというのがありますが、実際には1億8,000万円の基金というよりは7,200万円の繰越金があったんですよ。

その辺も勘案して、仮に3月のときの補正で取り崩さなきゃいけないこと前提で、この算定は成り立っていると私らは判断するしかなかったんです。それが5,000万円から違っているということは、値上げの必要はもう全くなかったんじゃないかと、私はもうそうやって判断するしかないんですよ。

質問なんですけれども、本当に介護保険料3年分の保険料を議決しなきゃいけないときに、こんな補正の出し方でいいんですかね。直近の2月、3月までの動きをしっかりと見て、本当に値上げが必要なかどうかをもっと早めに、3月の段階で、専決の補正でやればいや、決

算でやればいいじゃなくて、保険料の大事な議案が出ているときだからこそ、直近の近いデータを皆さんにお示しして判断してもらおうという、そういうことはできないですかね。お願いします。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えします。

議員もご承知だと思いますけれども、第9期の計画の策定に当たっては、令和5年度の早い段階で様々なご意見や県の助言、それからシステムを使って策定しているものと思います。

それにつきましても、山ノ内町の実情もそこに加味して計画を立てておるといいますし、直近のデータもにらみながら策定をして、皆様に説明をして承認していただいているものと承知しておりますので、この令和5年度の専決につきましてもは致し方ないものと理解しております。以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第7号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第8号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり承認されました。

ここで、議場内の換気のため暫時休憩とします。再開を午後3時20分とします。よろしくお願ひします。

(休憩)

(午後 3時08分)

(再開)

(午後 3時20分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

11 承認第9号 専決処分の承認について

専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

12 承認第10号 専決処分の承認について

専決第10号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第11 承認第9号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12 承認第10号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第9号及び承認第10号について一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第9号 専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴って改正したものです。今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、定額減税の導入に伴う個人住民税等の改正が主な内容です。

続きまして、承認第10号 専決第10号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴って改正したものです。今回の地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額及び軽減措置に係る基準額の限度額を引き上げるものです。

承認第9号及び第10号の細部につきましては、住民税務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

承認第9号及び承認第10号について、住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） 続いて、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

承認第10号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

13 承認第11号 専決処分の承認について

専決第11号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

議長(湯本晴彦君) 日程第13 承認第11号 専決処分の承認について、専決第11号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 承認第11号 専決処分の承認について、専決第11号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、フランス、サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好提携を行うに当たり、現地視察及び了解覚書調印式への出席のため、歳入歳出予算を補正したものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ76億8,533万9,000円です。

補正予算の歳入につきましては、繰入金で、財政調整基金の繰入れによる増額補正です。

次に、歳出ですが、議会費及び総務費で、それぞれ出張経費に係る増額補正です。

細部につきましては、総務課長から補足の説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

承認第11号について、総務課長。

総務課長(古幡哲也君) [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） 承認第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第11号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり承認されました。

14 議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）

議長（湯本晴彦君） 日程第14 議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算第（第2号）

を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正です。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ5,057万1,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億3,591万円とするものです。

地方債の補正では、過疎対策事業の増額により起債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入及び歳出について申し上げます。

主な内容は、行政システムとしてマイナンバー関連事務における国・県・市町村間の情報連携に必要な中間サーバーの更新による増額、また、観光関連としまして、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による受入れ態勢整備に伴う増額及びこれに関連する予算の増減補正です。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第36号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

議案第36号について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 12番 小林です。

これは以前に説明のとおり、全協で概要は説明いただいていますので、施設は必要だと思いますが、二、三、気になるところがありますのでお伺いします。

まず、このオーバーツーリズム対策事業、これの施設の建設位置、これはどこになりますか。

議長(湯本晴彦君) 産業振興課長。

産業振興課長(宮崎弘之君) お答えいたします。

建設位置に関しましては、志賀高原ロマン美術館、ミュージアムショップ前の駐車場南側となります。そこに関しましては、現在、バスの転回場となっておりまして、路線バス、それから急行バスが停車しておる状況でございまして、そのように利用されておりまして、現在、長野電鉄さんのチケット売場と、地元で過去にありました待合室等が設置されている場所への設置でございまして。

以上です。

議長(湯本晴彦君) 12番 小林克彦君。

小林克彦君に申し上げます。

質問は。

12番(小林克彦君) 1件です。

議長(湯本晴彦君) 1件ですね。

12番(小林克彦君) この施設は、建築面積もしくは必要用地は何平米ぐらいになりますか。

議長(湯本晴彦君) 産業振興課長。

産業振興課長(宮崎弘之君) お答えします。

建築面積に関しましては約80平米、建屋の幅が14メートル、奥行きが5.7メートルの予定でございまして。敷地の面積に関しましては、水平投影面積で見ますと大体90から100平米になるかと思っております。

以上です。

議長(湯本晴彦君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) しますと、今回もまた借地ということになるんですね。町の公共施設も非常に建屋が、借地が多いということでいろいろ苦慮していると思うんですが、この周辺に町が取得できる土地とか町所有地というのはないのでしょうか。それともいろいろ調査をされたのでしょうか。

議長(湯本晴彦君) 産業振興課長。

産業振興課長(宮崎弘之君) お答えします。

まず、上林周辺に関しましては町有地はございません。また、土地に関しましても、現在、探せばと思っただけ探してはおるんですが、なかなか見つかる状況ではございません。

以上でございます。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） そうすると、やむなくというか、現在決定されているところが最適地ということになるんだろうと思いますが、これも相手先との契約内容、借地期間、それから借地料、年額で、これはどういう契約になっていますか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

まず、借地料に関しましては、今現在のところ、まだ相談中でございます。それと借地期間に関しましては、期間に関しても施設がある間、設置させていただきたいということで進めてまいります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） すると、こちらの議案が先に議決して、後から詳細は詰めるということになりますよね。これは一般の契約の場合もそうですし、内容を示して、それで議決したら正式契約ということが一般的だと思うんですけども、その辺が期間とか金額とか、まだ詰められない理由はどういうことなんですか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 事前に借地に関しましてはご相談させていただいておりまして、相手の志賀高原リゾート開発さんの理事会には諮っていただいております。

詳細に関しては、まだ私どもとリゾート開発さんで詰めていない状況だけであります。回答になっていないとは思いますが、そこまで進めていなかったというのが現状であります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 6番 湯本るり子君。

6番（湯本るり子君） 6番 湯本るり子です。

全協で説明はいただいたんですけども、私も連休の間、お茶を飲みに行ったりしているような話を伺ったんですけども、オーバーツーリズムであるそこに施設を造ることなんですか、今、小林議員もおっしゃられたとおり、まだリゾート開発と契約がはっきりしていない段階で、予算を承認しろということなんですけれども、借地料とかというのはいつ頃決まるのでしょうか。それとも、オーバーツーリズム対策事業の賃借料があるけれども、1年間の32万、これが建物の賃借料になるということでしょうか。伺います。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 現在の長野電鉄さんのチケット売場の金額がございまして、そちらの金額に大体寄せまして、それよりも寸法は大きくなりますので、まず、その単価を考えまして、残りの今年度分を見越した予算とさせていただいております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 6番 湯本るり子君。

6番（湯本るり子君） 先ほど小林議員も言われたんですけども、こういう公共のこれからずっと使う建物を造る場合、土地を借りるんじゃなくて買うという方法ができないのか、現在、南のほなみふれあいセンターも年間280万円払っていることで、地元でも話題になっているんですけども、そういうあれで、だから借りるんじゃなくて買うという方法は考えられないのかどうか伺います。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、ぜひ買うべきだとは思っております。しかしながら、現在の進行過程の中ではまだ買うという段取りまでいっておりません。もしどこかというか、この場が購入できるのであれば、それは話をしていくべきかと思いますが、なかなか土地の売買というのはお時間がかかるものと私は判断しております。

ですので、この場所に関しましては、借地という形で進めさせていただければと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

まず、6ページの歳入のところなんですけれども、一応、国庫支出金と財調の繰入れ、それから過疎債というのが財源になっているんですが、オーバーツーリズムということで、町全体のオーバーツーリズムというよりは野猿公苑、スノーモンキーパークにお見えになるお客さんの対策と判断されるんですが、町の施設ではない、そういったオーバーツーリズムになっているところの対策に当事者といいますか、そちらからの歳入というのは見込めないのかどうかあるいは交渉中なのか、その辺についていかがでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員に申し上げます。

質問は1件でよろしいですか。

10番（渡辺正男君） はい。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

まず、関係者への相談、前回、全体の会議を持ちました。その中でも多少触れさせていただいておりますので、今後真摯に相談をして、頂けるものは頂きたいという形で進められればと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第36号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） ここで、過日、3番 小林仁君より発言の申入れがありましたので、発言を許可します。

3番 小林仁君。

3番（小林 仁君） 3番 小林仁です。貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年3月8日に開催されました統合準備委員会閉会後の私の言動により、教育委員会、統合準備委員会、山ノ内町議会、そして日頃、町議会に多大なるご理解とご支援をいただいている町民の皆様に対しまして、混乱とご迷惑をおかけしましたこと、ここに心よりお詫び申し上げます。

今後はこの反省を生かし、山ノ内町議会の品位を損なうことのないよう、一生懸命議員活動に励む所存でございます。改めまして、誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 小林仁君に申し上げます。

今回の件は、議場外での行動とはいえ、議会としても信頼を失うことにつながったと捉えております。信頼回復の意味でも、再発防止に専念するとともに町民の負託に応える議員活動に邁進されることを強く求めます。

また、議員各位に申し上げます。

これは小林仁君に限る問題ではなく、私も含めた議員全員の課題でもありますので、議員各位には町議会一丸となった政治理念の向上を図るとともに、町民からの信頼を増やせるよう、襟を正して議員活動に励んでいただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） それでは、町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 長い審議、大変ありがとうございました。

令和6年第2回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議会臨時会は、本日の会期中でご提案申し上げました案件全て原案どおり承認いただき、ありがとうございました。

役場の組織が4月から新体制となりました。新しく発足した課もありますし、統合した課もあり、まだ皆がフルスロットルで動いているわけではありませんが、これからスピードアップし、よりよい町政運営、よりよい町民サービスを提供してまいりたいと考えております。今後、各部署でもDXを進め、よりスマートでコンパクトな役場を目指してまいります。

ただいま承認いただきました内容に基づき、新たな気持ちで諸政策について職員一丸となり、よりよいまちづくりのため、速やかに取り組んでまいります。

先日、私と湯本議長、担当職員の3名でフランスのサン・ジェルヴェ・レ・バン市に伺ってまいりました。温泉もある、スキー場もある町で、市長も友好交流関係の構築に向けてとても前向きで、特に子供たちの交流を進めていきたいと言われております。

サン・ジェルヴェ・レ・バン市はモンブランで有名な町ですが、子供議会も長年開催しており、子供議会経験の議員もいらっしゃるとのことでした。これから両自治体が実のある国際友好都市提携を結べるよう、教育だけではなく、スキー、温泉などの観光面での交流も視野に入れ、今後、関係諸団体などへの説明や町民への説明、議会への説明などをさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて、令和6年第2回山ノ内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員